

宮田村議会議会評価報告書

評価対象年：2021年(令和3年)

1月1日から12月31日まで



議会むらびと会議高校生委員 A グループ(2021年12月11日)

2022年3月22日

 宮田村議会

宮田村議会議会評価表

評価対象暦年	評価実施年月日	評価記入者名
2021年 (令和3年)	2022年1月26日	天野早人議長 加藤恭一副議長

※2021年1月1日から2021年12月31日までを評価の対象とした。

評価 採点	4	良好に実施されている	平均値	3.7
	3	改善の余地あり		
	2	改善を要する	前年平均値	3.6
	1	抜本的見直しを要する	差	+0.1

※「主な関係法令」は評価時点で最新の状況に更新した。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	<p>第8条 議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される意思決定機関として、行政運営が適正に行われているかを監視し、及び評価するとともに、積極的な政策立案と政策提言を通じて、むらづくりの充実に努めなければならない。</p>	<p>(1) 宮田村議会 議会評価要綱 (2019年8月20日施行、宮田村議会特別評価要綱から分離)</p>	4 良好に実施されている	<p>議会評価の結果を新年度の議会活動に反映できるよう、評価の対象期間について、年度ではなく、前年の1月1日から12月31日までの暦年とする要綱改正を2021年6月に行った。なお、2021年に実施した議会評価については、先行して試行的に2020年1月1日から12月31日までの暦年を対象期間として実施している。その結果、平均値は3.6となり、前年よりも0.1%ポイントのプラスとなった。前年の議会評価において課題となっていた外部評価については、宮田村議会むらびと会議などを活用して導入すべく、引き続き、検討を進めるべきである。2021年6月に発表された早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2020」において、村では全国第1位となった。</p>

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価	理由・意見・提案
				(2) 宮田村議会 決算評価要綱 (2019年9月19日 施行、同日宮田 村議会特別評 価要綱廃止)	3 改善の余地 あり	「子育て支援センター運営事業(うちうめっこらんの管理運営のみ)」、「学童保育事業」、「定住促進事業(うち移住体験住宅のみ)」、「中ア国定公園活用事業(国定公園化後の活用イベント等)」の4事業を評価した。「子育て支援センター運営事業(うちうめっこらんの管理運営のみ)」、「学童保育事業」、「定住促進事業(うち移住体験住宅のみ)」は、現地調査を実施した。評価結果については、決算議会の決算委員長報告に盛り込み、結果を村行政当局に送付するとともに、議会だより及びホームページで公開した。評価を円滑に行うため、事業の選定方法や参考資料の収集について創意工夫が必要である。
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条	2 議会は、議案の審議に当たっては、議員間の討議を通じて、議論を尽くした合意形成に努めるとともに、審議等の情報を積極的に公開及び発信し、村民への説明責任を果たすよう努めなければならない。	(1) 宮田村議会 議決結果表要綱(2016年4月1日施行)	4 良好に実施 されている	定例会及び臨時会での議決結果を議員別に一覧表にし、随時、ホームページで公開した他、年内に4回発行した議会だよりに掲載した。引き続き、わかりやすい情報公開に努めるべきである。

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価	理由・意見・提案
			(2) 宮田村議会 広報広聴条例 (2016年4月1日 施行、以後改 正)、宮田村議 会広報広聴会 議要綱(2016年4 月1日施行、以 後改正)	3	改善の余地 あり	2021年5月、宮田中学校3年生 を対象とした総合的な学習の時 間の中で、議長が議会に関する 講演を行った。2021年7月、宮 田中学校1年生を対象とした総 合的な学習の時間の講師の一人 として議長が参加した。2021 年4月、YouTube宮田村議会 チャンネルを開設し、2021年第 1回定例会から定例会及び臨時 会における本会議の録画映像 を公開している。2021年は、 視聴回数589回、総再生時間 14.9時間、チャンネル登録者5 人であった。YouTubeでの発信 方法が確定したことを受け、 2021年6月、議会ホームページ に映像及び音声を掲載すること を明記する要綱改正を行った。 2021年9月、ケーブルテレビ中 継用の議場カメラの老朽化によ る更新を行い、ハイビジョン対応 となった。また、2021年12月 には、故障した議場マイクの更 新を行ったが、録画映像の音声 が聞き取りづらいとの声が届 いており、早期に改善する必要 がある。「宮田村議会だより」に ついては、年内に4回発行した。 引き続き、読みやすい構成、わ かりやすい紙面づくりに努める べきである。議会むらびと会 議において、議会だよりの評価 をお願いしており、2021年度 内にまとめる予定である。
			(3) 宮田村議会 議員間討議要 綱(2020年12月 1日施行)	3	改善の余地 あり	2021年については、議員間 討議を実施した事例はなかった。 常任委員会に付託された請願 及び陳情の審査について、実 質的に議員間討議のような状 況となっている事例があるた め、必要に応じ、議員間会討 議の活用を検討する必要がある。 また、議員間討議の円滑な実 施に向けて、研修を行う必要 がある。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条 3 議会は、この条例を遵守し、村民に信頼されるために、公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、村民に開かれた議会運営に努めなければならない。	(1) 宮田村議会会議規則(1988年3月15日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。
			(2) 宮田村議会議員定数条例(2003年1月1日施行、以後改正)、宮田村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(1962年2月26日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	第二次機能強化特別委員会の調査事件の一つに「議員の成り手不足に関すること」を掲げ、人材育成及び報酬並びに定数に関し、長期的な観点に立った考え方をとりまとめるため、2021年1月までに、全議員を対象にヒアリングを実施した。議員の活動量の実態を把握するため、明治大学の牛山久仁彦教授のアドバイスを経て、調査票の作成を行い、2021年4月から活動量の記録を開始した。活動量調査はコロナ終息後も継続する必要がある。2021年12月、一部の資料については、宮田村議会むらびと会議の一般委員に資料として提示した。今後、ヒアリングの論点整理、宮田村議会むらびと会議による意見聴取、専門的知見を有する者による研修会、全員協議会での議員間討議を経た上で、報告書にまとめて公表する方向である。
			(3) 宮田村議会委員会条例(1956年11月12日施行条例第1号、以後改正)	4	良好に実施されている	委員会の機能強化を図るため、2021年6月の定例会より、人事案件と工事請負契約を除く全議案の委員会付託を行い、本会議において委員長報告を行うこととした。総務経済委員会と福祉文教委員会による合同の所管事務調査として、2021年5月に入札制度に関する調査、2021年10月には村市境界調査を実施した。また、総務経済委員会が2021年12月にアクアランドの現地調査を実施した。

宮田村むらづくり基本条例		主な関係法令	評価	理由・意見・提案
		(4) 宮田村議会議定例会条例(1956年10月1日適用、以後改正)	4 良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。
		(5) 宮田村議会議傍聴規則(1956年12月18日施行、以後改正)	4 良好に実施されている	2021年内の本会議の傍聴者数は延べ72人であり、前年より微減となった(前年延べ74人)。2021年7月、これまで慣例的に行われてきた水分補給のための携帯品の持ち込みについて、規則を改正して実態に合わせた。
		(6) 宮田村議会議資料公開要綱(2016年4月1日施行)	4 良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。
		(7) 宮田村議会議長副議長選挙所信表明要綱(2016年4月1日施行)	4 良好に実施されている	議長選挙及び副議長選挙を実施した事例はなかった。
		(8) 宮田村議会議選任委員等要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4 良好に実施されている	2022年1月12日現在、85人分の議会議選任委員を選出している。
		(9) 宮田村議会議専決処分条例(2016年4月1日施行)	4 良好に実施されている	専決処分は1件で、前年より減少した(前年4件)。条例の範囲内で処分されたことを確認した。

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
				(10) 宮田村議会に提出する議案等の順序を定める規程(2012年3月13日、以後改正)	4	良好に実施されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条	議員は、村民の代表として、村民の意見の把握に努めるとともに、自らの活動を村民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。				
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条	2 議員は、村民の代表として、政治倫理を自覚し、村民からの信頼確保に努めなければならない。				
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条	3 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、自らの資質の向上を図るよう努めなければならない。	(1) 宮田村議会一般質問要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	延べ42人の議員が一般質問を行い、前年より微増となった(前年延べ39人)。定例会の度に議会運営委員会において一般質問の課題を洗い出し、全員協議会において共有する取り組みを行った。今後も継続すべきである。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案		
第3章 議会	(議会への村民参加)	第10条	議会は、村民の多様な意見を把握するため、村民が参加する機会の拡充に努めなければならない。	(1) 宮田村議会広報広聴条例(2016年4月1日施行、以後改正)、宮田村議会広報広聴会議要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	議員不在区を対象に、2020年11月8日に「つつじが丘区役員(18人)」、2020年11月10日に「大原区役員(20人)」、2020年11月18日に「北割区役員(3人)」において、それぞれ実施した内容を2021年5月に報告書としてまとめ、議会だよりの別冊として配布した他、ホームページに掲載した。2021年11月、区長会と議会懇談会を開催し、福祉避難所と廃棄物最終処分場問題についての意見交換を行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、区長会との議会懇談会も延期が繰り返される状況の中で、ようやく実施に至ったものである。参加村民数は合計11人で、前年の4分の1程度に留まった(前年41人)。2021年1月、宮田村議会のしおりを更新した(第2版として300部を印刷)。議会のしおりの中で、「数字で見る宮田村議会」と「宮田村議会における改革の歩み」については、宮田村議会むらびと会議に合わせて2021年10月に内容を更新し、しおりにページを挟み込んで活用した。
			(2) 宮田村議会公聴会参考人要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	2021年6月の総務経済委員会において、インボイス制度に関する陳情を審査するにあたり、参考人として税理士を招致した。今後も、審査及び審議を的確に行うため、制度の適切な運用を図るべきである。	

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価	理由・意見・提案
				(3) 宮田村議会 請願陳情等要 綱(2016年4月1 日施行)	2 改善を要す る	請願は、採択1件であった。陳情は、採択5件、一部採択5件、不採択1件、継続審査1件、であった。請願及び陳情に基づく意見書5件を可決し、関係機関に送付した。2021年6月、要綱の第7条第2項において、継続審査となった場合のみ、審査結果の報告を行う際に具体的な理由を付すこととなっていたが、継続審査以外となった場合も具体的な理由を付して報告するよう要綱を改正した。2021年12月、文言の整理や他法令との整合性をとることを目的として、要項の改正案をとりまとめてあり、2021年度内に施行する予定である。
第3章 議会	(議会の機能強化)	第11条	議会は、第8条の役割及び責務を果たすため、議会の機能の強化に努めなければならない。	(1) 宮田村議会 機能強化特別 委員会要綱 (2020年6月11日 施行、旧要綱は 所掌事件の調査 終了により 2020年2月4日 廃止)	4 良好に実施 されている	議会の機能強化を図ることを目的として、2020年6月に第二次となる機能強化特別委員会を議決により設置し、「宮田村議会機能強化特別委員会要綱」を施行した。2021年内には15回の会議を開催し、「議会の法令に関すること」、「議会の住民参加に関すること」、「議会のICTに関すること」、「議員の成り手不足に関すること」について調査を行った。「議会の法令に関すること」については、条例改正2本、傍聴規則の改正、要項新設2本、要項改正3本のとりまとめを行った。「議会の住民参加に関すること」については、宮田村議会むらびと会議の設置に向けた制度設計を行った。「議会のICTに関すること」については、タブレット会議システムの導入に向けた研究と選定を行った。また、議会日程の共有のため、Googleカレンダーの導入を決定した。「議員の成り手不足に関すること」については、議員へのヒアリングや活動量調査を実施した。良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例		主な関係法令	評価	理由・意見・提案
		(2) 宮田村議会 図書室要綱 (2018年4月1日 施行、以後改 正)	4 良好に実施 されている	議会図書室の蔵書は、村図書館の蔵書として登録処理し、OPACが利用できるようにしている(2017年から継続)。2021年内の登録図書は18冊であった(前年は9冊)。2022年1月11日現在の登録図書の総数は88冊である。良好に実施されており、継続して対応すべきである。
		(3) 宮田村議会 研修要綱(2016 年4月1日施行、 以後改正)	3 改善の余地 あり	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、2021年内はすべての研修が実施できなかった。明治大学の牛山久仁彦教授に依頼している全体研修については、引き続き実施を模索していく。
		(4) 宮田村議会 事務局設置条 例(1966年3月16 日施行)、宮田 村議会事務局 処務規程(1975 年3月15日施 行、以後改正)	4 良好に実施 されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
			(5) 宮田村議会 タブレット要綱 (2021年11月22 日施行)	4	良好に実施 されている	2021年11月上旬にタブレット会議システムの仮貸与を行い、利用に関して必要な事項を定めた「宮田村議会タブレット要綱」の施行を経た上で、11月下旬に正式な貸与へ移行した。12月1日から12月31日までの間、議会及び行政において、削減できた紙の枚数は9,680枚、守ることができた木の本数は1本、削減できたCO2の量は14kg、削減できた資料を印刷するコストは19,360円、削減できた資料を準備する時間は50時間、削減できた資料を準備する人件費は96,751円(一般行政職の過去3年分の平均時給より算出)、削減できた資料を保管するスペースは4箱相当、という分析結果となった。タブレット会議システムの機能を最大限に活用していきけるよう、適時研修を行うとともに、機能強化特別委員会での検証を行う必要がある。
第8章 危機管理	(危機管理)	第36条	村民、議会及び行政は、安心及び安全な暮らしを守るため、自助、共助及び公助を高めるような取組の推進に努めなければならない。			

宮田村むらづくり基本条例		主な関係法令	評価	理由・意見・提案
	3 議会は、災害等から村民の安心及び安全な暮らしを守るため、危機管理体制の整備に努めるとともに、緊急時には行政と協力しなければならない。	(1) 宮田村議会危機管理条例(2016年4月1日施行、以後改正)	3 改善の余地あり	新型コロナウイルス感染症の影響により、村の総合防災訓練(災害対策本部訓練)が中止となったため、議会独自の訓練も中止とした。「宮田村新型コロナウイルス感染症対策本部」に議長がオブザーバーとして随時出席し、議員間の情報共有を行った。2021年8月の大雨で「宮田村災害対策本部」が設置された際は、本部の正式メンバーである議会事務局長が出席し、議長との情報共有を行った上で、「宮田村議会危機管理連絡会」を設置する必要性はないとの判断に至り、議員間の情報共有のみを行った。2021年9月、字句修正を目的とした条例改正を行った。条例第2条第2項に基づく「宮田村議会危機管理連絡会指針」について、円滑な情報共有のため、災害対策本部の設置が決まった時点で、議会事務局長が議長との連絡体制を確立するよう改正する必要がある。
		(2) 宮田村議会オンライン委員会等要綱(2020年12月1日施行)	4 良好に実施されている	2020年12月に「宮田村議会会議規則」の改正と「宮田村議会オンライン委員会等要綱」の新設を行い、2021年11月にタブレット会議システムを導入したことから、オンライン会議を本格的に開催できる環境が整った。2021年12月、広報広聴会議の議会むらびと会議分科会において、タブレット会議システムを利用したオンライン会議を試行した。2021年度内に、常任委員会、特別委員会、全員協議会においても試行し、新型コロナウイルス感染症等の状況によって、臨機応変にオンライン会議を活用できる体制づくりを進める必要がある。

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
第9章 住民参加	(住民参加の推進)	第37条	議会及び行政は、村民の多様な意見及び提言等がむらづくりに反映される仕組みを整備し、住民参加を推進しなければならない。	(1) 宮田村住民参加の推進に関する条例(2020年4月1日施行)、宮田村議会広報広聴条例(2016年4月1日施行、以後改正)、宮田村議会広報広聴会議要綱(2016年4月1日施行、以後改正)、宮田村議会むらびと会議要綱(2021年6月3日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	2021年6月、条例の用語や表現について、他の条例や要綱などとの整合性をとるための改正を行った。広報広聴会議の任務を分担するため、広報広聴会議要綱の中で、「議会だより分科会」、「議会懇談会分科会」、「議会むらびと会議分科会」を設置するなどの改正を行った。その他、2020年4月1日に施行された「宮田村住民参加の推進に関する条例」に基づき、議会の広報広聴活動における住民参加を不断に推進するため、2021年6月に「宮田村むらびと会議要綱」を新設した。委員募集を開始したところ、想定の倍の参加希望があったため、2021年7月に委員定数を15人以内から30人以内へと増員する要綱改正を行い対応した。当初2021年8月に委嘱する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のために急遽延期し、長野県が発表する上伊那圏域の感染警戒レベルが「レベル3以下」で「医療警報が発令されていないこと」を開催の目安とすることを決定した。2021年10月に一般委員16人、高校生委員14人の計30人を委員として委嘱した。一般委員については2回開催し、村政全般や議会活動に関する座談会などを実施した。高校生委員については3回開催し、議会だよりの評価や表紙デザインの検討などを行った。グループ運営の担当者間の情報交換及び調整を細やかに行いながら進行していく必要がある。

宮田村議会議会評価要綱第3条第2項に基づく意見の聴取の記録	
聴取日	聴取対象
2022年2月1日	議会運営委員会委員
2022年2月21日	全議員(全員協議会)